

東京都公立学校施設における冷房機器の整備促進に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、公立学校の施設における冷房機器の整備に取り組む東京都の区域内に存する区市町村（以下「区市町村」という。）に対し、東京都が経費の一部を補助することにより、冷房機器の整備を促進し、もって、公立学校の良好な教育環境の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、「公立学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程に限る。）又は特別支援学校のうち、区市町村が設置する学校をいう。

（補助の実施）

第三条 第一条の目的を達成するため、東京都は、区市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができらる。

2 前項による補助金の交付対象は、公立学校において行う次に掲げる事業とする。

一 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第十二条第一項に基づく交付金（以下「交付金」という。）の交付対象となる大規模改造事業（質的整備に係るものに限る。）であって、冷房機器を新設又は更新する事業

二 冷房機器を新設又は更新する事業のうち、各事業における補助対象に係る面積に、国が定める一平方メートル当たりの補助単価を乗じて算出した配分基礎額（以下「配分基礎額」という。）と、事業に要する経費で交付金の交付対象となる本工事費、附帯工事費、実施設計費及び工事監理委託費の総額（以下「実工事費額」という。）とを比較して、少ない方の額が、交付金の交付基準の下限額を下回る事業

三 冷房機器を借り入れる事業

(補助金の額等)

第四条 前条の規定による補助金の算定方法及び補助率は、別表のとおりとする。

(委任)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、東京都規則、東京都教育委員会規則等で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第四条関係)

補助対象	対象経費	算定方法及び補助率
第三条第二項 第一号に該当 する事業	配分基礎額と実工事費額とを比較して、少ない方の額	対象経費から、国庫補助金及び 国庫補助対象事業相当分に対 する地方債の起債額を除いた区 市町村負担額。ただし、対象経 費の六分の一以内
	配分基礎額と実工事費額とを比較して、実工事費額が配分 基礎額を上回った場合の超過額。ただし、実工事費額が別 に定める上限額を超える場合にあつては、別に定める上限 額と配分基礎額との差額とする。	対象経費の二分の一以内

<p>第三条第二項 第二号に該当 する事業</p>	<p>各事業の実工事費額</p>	<p>対象経費の二分の一以内</p>
<p>第三条第二項 第三号に該当 する事業</p>	<p>冷房機器の借入れに要する経費</p>	<p>対象経費の二分の一以内</p>

(提案理由)

東京都が経費の一部を補助することにより、公立学校への冷房機器の整備を促進し、良好な教育環境を確保する必要がある。